

インド外資参入規制

(最終更新：2020年2月)

インドへの外国直接投資は、「1999年外国為替管理法規定」(FEMA)等の規則上では、インド非居住者による、個人・企業・Association of Personsを含む者(法人であるかは不問)によって**非上場インド法人の資本性金融商品(equity Instruments)を利用しての投資**、また上場インド企業の10%以上の払込資本を投資することにより行う投資を指し、法令では資本性金融商品とは、エクイティシェア・社債また優先株式(但しCompulsorily and Mandatorily Convertibleであるもの)・インド法人発行の新株予約権を、インド非居住者とはインド国内居住者でない者と定義をしています。

インドへのあらゆる外国直接投資に関する内容は「2019年非債権金融商品に関する外国為替管理施行規則」(NDI規定)によって規定されています。これは2019年10月にインド中央政府より「2017年インド非居住者による有価証券の移転または発行に関するインド外国為替管理施行規則」に代替する内容として公布されたもので、**近年インドFDI申請可能な業種の幅が広がってきています**。FDI規制においてインド非居住者は、前述のNDI規定Schedule 1記述の条件に従いインド法人の資本性金融商品の投資・購入・売却を行うことができることが定められています。

業種については禁止産業と認可産業に分類されており、禁止産業活動つまり外国投資の認められない業種は原子力・葉巻やたばこ類製造・宝くじ事業・ギャンブル・カジノを含む賭博等です。インド非居住者による外国投資の形での参入手段は自動認可ルートと政府認可ルートの2つに分かれています。**自動認可ルートでは、中央政府あるいはインド準備銀行の事前承認取得が不要である**一方で、政府ルートでは、インド政府の事前承認取得を要し、政府承認の内容に明記された条件に従い実行をする必要があります。

詳細な規定内容についてインド準備銀行は「2019年支払手段及び非債権報告に関する外国為替管理施行規則」を公布していますが、非上場企業の場合は**インドの中央銀行であるインド準備銀行(RBI)は、その支払手段、価格基準(Pricing Guideline)、その他報告の課せられる内容に関する不随条件について定める権限を有し**、上場企業の場合はインド証券取引委員会(SEBI)の価格基準が適用されます(さらに一定の制限、諸条件の変更が課せられる業種分野とその投資ルート・上限あり)。

